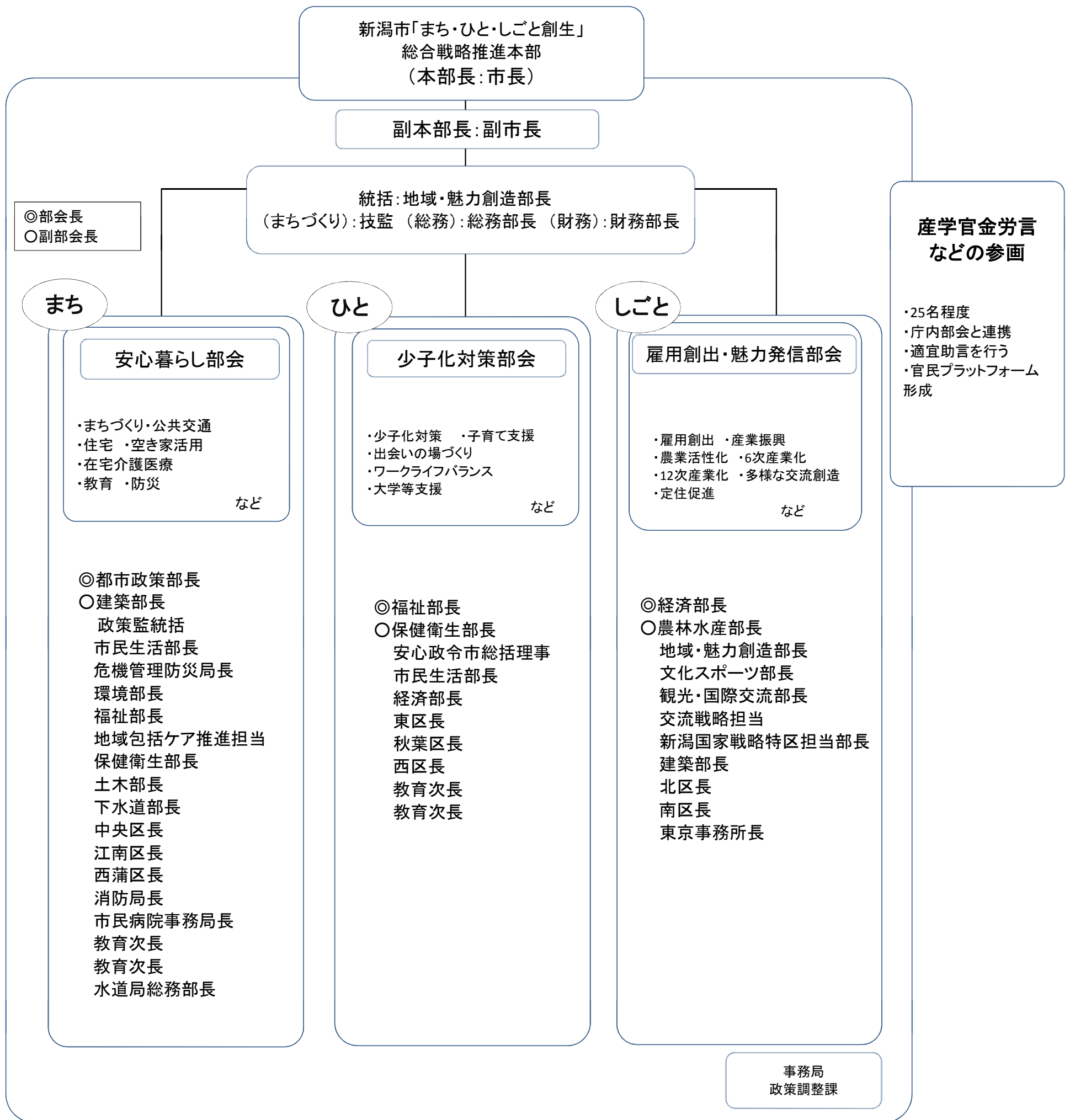


新潟市「まち・ひと・しごと創生」総合戦略推進本部 部会について

資料2



新潟市「まち・ひと・しごと創生」総合戦略推進本部 設置要綱(抜粋)

(部会の設置)

第6条 本部長が必要と認めるときは、部会を設置することができる。

2 部会は、本部長から付託された事項を調査研究し、課題解決のための素案を作成し、本部会議へ報告する。この場合において、部会長は、事前に統括及び他の部会長との協議を経なければならない。

3 部会長、副部会長及び部会員は本部長が指名する。

4 部会は、部会長が必要に応じて招集する。

5 部会長は部会を統括し、副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代行する。

6 部会長が認めたときは、部会員以外の者を部会に出席させ、説明を求め、又は意見の聴取をすることができる。

7 部会に幹事課を置く。

8 部会長が必要と認めるときは、ワーキングチームを置くことができる。

9 ワーキングチームは、部会長から付託された事項を調査研究し、課題解決のための素案を作成し、部会へ報告する。